

令和 6 年 1 1 月 2 5 日開会

令和 6 年 1 1 月 2 5 日閉会

令和 6 年

第 4 回臨時会会議録

小豆島町議会

令和 6 年 第 4 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 1 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 6 年第 4 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

1. 期 日 令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）

2. 場 所 小豆島町議会議場

3. 付議事件

- （1）専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- （2）専決処分の報告について
（令和 6 年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号））
- （3）専決処分の報告について
（小豆島オリーブ公園テニスコート施設撤去工事に係る
工事請負契約の変更について）
- （4）坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事
請負契約の変更について
- （5）運動公園 1 号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負
契約について

開 会 令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月曜日） 午前 9 時 2 7 分

閉 会 令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月曜日） 午前 9 時 4 6 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	1 1 月 2 5 日
1	大 下 淳	○
2	高 尾 豊 弘	○
3	河 井 修	○
4	川 井 茂	○
5	羽 田 満	○
6	塩 田 洋 介	○
7	高 橋 淳	○
8	中 川 光 秋	○
9	三 木 卓	○
1 0	中 松 和 彦	○
1 1	藤 本 傳 夫	○
1 2	安 井 信 之	○
1 3	鍋 谷 真 由 美	○
1 4	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参事兼 総務課長	山 口 総一郎	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	鎌 田 省 吾	○
住 民 生 活 課 長	小 野 努	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○
オ リ ー プ 課 長	平 野 明 子	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕美子	○
介護保険施設事務長	長 町 耕 作	○
こ だ も 教 育 課 長	古 郷 勉	○
生 涯 学 習 課 長	森 稔	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総務課課長補佐	森 口 和 裕	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 森 貞 二
書 記 森 上 有里子

議事日程

別 紙 の と お り

令和6年第4回小豆島町議会臨時会議事日程

令和6年11月25日（月）午前9時27分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第8号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて) (町長提出)

第4 報告第9号 専決処分の報告について
(令和6年度小豆島町一般会計補正予算(第5号)) (町長提出)

第5 報告第10号 専決処分の報告について
(小豆島オリーブ公園テニスコート施設撤去工事に係る
工事請負契約の変更について) (町長提出)

第6 議案第64号 坂手港観光振興ターミナル(仮称)建設工事に係る工事
請負契約の変更について (町長提出)

第7 議案第65号 運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負契約
について (町長提出)

開会 午前9時27分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

本臨時会の議事日程等につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、令和6年第4回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告3件、契約案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、臨時会開催に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午前9時29分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○町長（大江正彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、13番鍋谷真由美議員、1番大下淳議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日 1 日と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 3 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（谷 康男君） 次、日程第 3、報告第 8 号専決処分の報告について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第 8 号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

草刈り作業中の飛び石による自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（古郷 勉君） 上程議案集の 2 ページをお開きください。

報告第 8 号専決処分の報告についてでございます。

草刈り作業中の自動車破損事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての報告です。

次のページ、専決処分書をお開きください。

本年 8 月 6 日、西村教員住宅（小豆島町西村甲419番地）において発生しました草刈り作業中の自動車破損事故について、9 月 6 日に和解しましたので、地方自治法第180条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

和解の相手方は町内個人で、項目 2 の和解の内容については、(1)にありますように、損害賠償金として 8 万8,105円を支払うことで合意いたしております。なお、賠償金は、全額が町村会の保険で賄われています。

事故の概要ですが、西村教員住宅敷地内において、職員が草刈り機を使って草刈り作業を行っていた際に、飛び石により相手方が所有する自動車の窓ガラスを破損したものでございます。以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 4 報告第 9 号 専決処分の報告について（令和 6 年度小豆島町一般会計補正予算（第 5 号））

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、報告第9号専決処分の報告について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第9号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る予算が必要となったため、令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第9号令和6年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の5ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、10月27日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算を確保するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項により補正予算の専決処分をしたものでございます。具体的には、財源の全額が国庫支出金及び県支出金であって、2千万円以下の歳入歳出予算の補正を行う場合が該当いたします。

次に、専決処分した一般会計補正予算（第5号）の内容でございますが、第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,858万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ125億3,707万8千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、投票、開票立会人の報酬をはじめ、職員の時間外勤務手当、ポスター掲示場の設置委託料となっており、財源は全額県支出金となっております。以上、報告第9号の説明を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第10号 専決処分の報告について（小豆島オリーブ公園テニスコート施設撤去工事に係る工事請負契約の変更について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第10号専決処分の報告について提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 報告第10号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

令和6年第3回臨時会でご議決を賜りました小豆島オリーブ公園テニスコート施設撤去工事について、現地精査により変更が生じ、変更契約を締結する必要性が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づ

き、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（平野明子君） 報告第10号小豆島オリーブ公園テニスコート施設撤去工事に係る工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集7ページをお開きください。

小豆島オリーブ公園テニスコート施設撤去工事に係る工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

8ページの専決処分書をご覧ください。

令和6年第3回臨時会でご議決賜りました小豆島オリーブ公園テニスコート施設撤去工事に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じましたが、変更します金額が既存の契約金額の10分の1以内かつ500万円以内であり、町長の専決処分事項に該当しますことから、令和6年10月30日に専決処分したものでございます。

内容としましては、項目3、契約の金額を253万7,700円増の5,995万7,700円とし、項目5の変更内容は、現地精算によりコンクリート殻等の廃材処分の数量に変更が生じたことによるものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第64号 坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第64号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第64号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和5年第2回臨時会でご議決を賜りました坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約について、工期を変更する必要が生じたことから、工事請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願

申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第64号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についてご説明いたします。

上程議案集9ページをお願いします。

提案理由ですが、ただいま町長が申し上げましたとおり、令和5年の第2回臨時会においてご議決いただきました坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事の工期内の竣工が困難となったことから、契約工期を延長するものでございます。小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

9ページの契約の目的は、坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事で、契約の方法は、一般競争入札による契約でございます。契約の金額は11億4,400万円でございます。契約の工期でございます。変更前、現在は、令和5年5月19日から令和6年11月29、今月末となっております。変更後です。令和5年5月19日から令和7年、来年2月28日で、3か月間の工期延長です。

契約の相手方ですが、大鉄工業・香川舗道特定建設工事共同企業体で、代表者は大鉄工業株式会社四国支店でございます。

今回、工事を変更する必要が生じたのは、1点目といたしまして、1階入り口のひさしの仕様を変更しました。それに伴いまして、建築確認申請の内容変更の手續に不測の日数を要してしまったことと、もう一点として、一部の資材が大阪万博とか能登半島の災害復旧の関係で調達に遅延が生じたためでございます。今回は2月末までの工期変更となりますが、4月のオープンには間に合うスケジュール感で進んではございます。

現在の進捗状況です。金額ベースでございますが、11月末で90%の進捗を見込んでます。この後、現場のほう見ていただくんですが、足場がまだ設置された状況ではございますが、現在内装工事など仕上げの工事を進めています。

今後の予定です。12月から、ただいま説明しました入り口のひさしの建築確認が終わりましたので、その工事に入りまして、予定では、1月末頃には本体工事が完了できるかと考えてます。2月には、玄関周りの仕上げ、外構工事とあと建築確認の完了検査、竣工当初の整理などを見込んでおります。備品などにつきましても、2月から、搬入できるものから順次設置していく予定です。なお、現在最終の数量の精査や出来高の確認を行っておりまして、工事金額が固まり次第契約金額の変更について議案を提出させていただく予定

となつてございます。以上、簡単ではございますが、議案第64号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よつて、議案第64号坂手港観光振興ターミナル（仮称）建設工事に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第65号 運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第65号運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第65号運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第65号運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負契約についてご説明いたします。

議案集の11ページをお願いいたします。

提案理由は、運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事の予定価格が5千万円を超えますこ

とから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

11ページの記から下です。

1、契約の目的でございます。運動公園1号線内海大橋橋梁補修工事。契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は、税込みで5,648万5千円でございます。

4番、契約の相手方です。香川県小豆郡小豆島町木庄甲255番地、秋田工業株式会社代表取締役佐々木孝でございます。

工事の概要です。

次のページをお願いします。

工事概要書です。1から3までにつきましては、先ほど説明しましたとおりで、工期です。町が指定する日から、議会の承認の日から、令和7年、来年3月31日までとしてございます。

工事概要です。橋梁の補修工事で、次の13ページをお願いします。

写真で、ちょっと見づらいかもしれませんが、写真左のひび割れの関係の補修の工事と、橋の表面のアスの舗装を剥いで防水工事、この写真の右側にある継ぎ手などの腐食がしてあるやつが取替えが主なものです。これの関係の工事に伴います足場の設置などが工事内容となっております。落札率は96.95%でございました。

12ページに戻ってください。

6番の指名業者です。ご覧の1番の香川舗道株式会社から11番株式会社木村までの11社を指名しました。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号運動公園 1 号線内海大橋橋梁補修工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和 6 年第 4 回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9 時46分

地方自治法第123条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員